

医療保険機関等における掲示

明細書発行体制等加算

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付いたします。

夜間・早朝等加算

平成 22 年 4 月から社会保険診療報酬等の法改正により、下記の時間帯に受付された場合は、表示診療時間内であっても、夜間・早朝等加算の取り扱いになりますので、ご了解ください。

土曜日 正午以降

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しており、後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分を元にした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。